

利用者2人の
逮捕から始ま
った

P2P(ピアツーピア)ファイル交換ソフト「Winny」を匿名で開発していた東京大大学院の金子勇助手(33歳)が5月10日、著作権法違反(公衆送信権侵害)の幫助容疑で京都府警ハイテク犯罪対策室に逮捕された。逮捕事実は、次のようなものである。「2002年5月ごろ、従来のファイル交換ソフトよりも匿名性を高めようとWinnyを開発し、自分のホームページで無料公開し

た。これによって2003年9月、群馬県高崎市の自営業者(41歳)と愛媛県松山市の無職少年(19歳)がそれぞれ映画、ゲームなどのコンテンツをWinnyネットワーク上に公開したのを手助けした」。

自営業者と少年は昨年11月に京都府警に逮捕されており、金子助手はこの2人の正犯に対する幫助容疑で逮捕されたのである。だがソフト開発者を犯罪の幫助容疑で摘発したケースは史上希で、果たしてソフト開発・配布という行為が有罪として立証できるかどうか、京都府警がどう判断を下したのかは、まだ明らかになっていない部分もかなりある。

京都府警に協力的だった

京都府警は昨年11月の正犯逮捕時、金子容疑者の東京の自宅をすでに家宅捜索していた。このころ、金子容疑者はWinnyのソースコードを提出するなど、府警と彼の間には穏やかな協力関係があったという。その後の正犯の裁判でも、金子助手は「自分のソフトのために迷惑をかけた」とする上申書を裁判所に提出していたという。その彼が、なぜ半年後のこの時期になって突如として身柄を拘束されることになったのか。

逮捕後、ソフトウェア技術者やインター

犯罪に使われたソフトの開発者は、幫助罪に問われるのか……。P2Pファイル交換ソフト「Winny」の開発者である東大助手、金子勇氏が著作権侵害の幫助容疑で逮捕された事件は、コンピュータ業界全体をも巻き込んで異様な反響を巻き起こしている。それは京都府警の行き過ぎた「暴走」なのか、それともコンピュータ技術者たちへの「警告」なのか。異例づくめの逮捕劇をめぐ

ソフトウェア開発者が異例の逮捕

筆者：佐々木俊尚

賛否両論で波紋広がる

「Winny事件」の核心



「金子勇氏を支援する会」のFreeKaneko.com。ウェブサイトを通じた広報活動などによって金子氏を支援していくことを目的とし、英語と日本語のサイトがある。

URL <http://freekaneko.com/ja/>



ネット社会、法曹界などからは京都府警の「行き過ぎ」に対する激しい非難が巻き起こった。

金子助手の知人で、経済産業省の未踏ソフトウェア創造事業にも採択された経験を持つ技術者の新井俊一氏は、仲間たちとともに「金子勇氏を支援する会」を旗揚げした。同会は「立法を無視した突然の逮捕はきわめて不当であり、社会に大きな損害を与える」と訴えており、公式サ

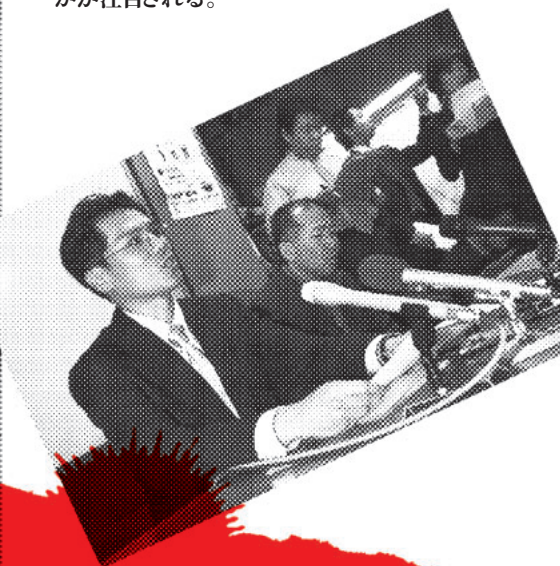
イトURLへのアクセス数は1か月あまりで500万ページビューを突破。広く募られた支援金も1,500万円に達した。短期間に、これほど広範囲に支援の輪が広がったケースは過去に例がないだろう。

8月にも初公判開かれる

また桂充弘弁護士を団長とする弁護団も、逮捕後間もなく結成された。5月14日

に京都市内で開いた記者会見で、弁護団は「Winnyは技術的検証として作成されたに過ぎず、このソフトを悪用した者を幫助したとして罪に問うことは、明らかに警察権力の不当行使」とする声明を発表した。そして金子助手本人も、5月18日に開かれた拘置理由開示法廷で、「著作権を侵害させる道具として開発したわけではない」と捜査当局と真っ向から対立する姿勢を示したのである。

金子助手は5月31日、京都地裁に起訴された。初公判は早ければ8月ごろにも開かれる見通しだ。今後、舞台は法廷へと移っていくことになる。世紀の裁判をめぐり、どのような論争が展開されるのかが注目される。



私はこう見る



P2P技術に詳しい東洋大教授
芦野俊宏氏

**違法コピー蔓延の意志が
あったかどうかが焦点**

「匿名で通信を可能とするシステムを開発した功労者なのだから逮捕するのはおかしい」というような議論がある。インターネット上で匿名の通信を確保することは、たしかに大変重要であり、Winnyは数多くある匿名の通信システムを作ろうとする試みの1つに過ぎない。

数百万人と聞く利用者の多くは、イン

ーネットでの匿名性や現行の著作権保護システムに問題意識を持っていたわけでもなく、単に新譜の音楽や公開前の映画が無料で手に入る、とって危険のない万引き行為を楽しんでいただけではないのか。逆にそれがなければ、Winnyがこれほど広まっただろうか。

「市場では入手しにくいマイナーなコンテンツの入手をWinnyが可能にした」という主張もある。しかし、別にそのような目的のものではない。多くのアクセスのある話題作のキャッシュは短時間に大量に作られ、マイナーなものは提供者のPCがつながっている間にしか取ってこれない。最近の市場の状況が極端な形で再現され、コンテンツの使い捨てデータ化を促すものではないか。CDならマイナーなものでもマニアがコレクションを長く保存することが考えられるが、データとしてのコンテンツではどうだろう。当然のことながら、Winnyの開発そのものが犯罪とされたとしたら大問題。匿名性を利用して

違法コピーを蔓延させるという明確な意志を持っていたかどうかの問題なのであって、「技術開発そのものが罪に問われるわけではない」ということが裁判の場で明確にされることを望みたい。

著作権に詳しい法政大助教授
白田秀彰氏

**日本の著作権のあり方を
考える絶好の機会**

Winny事件は、裁判では議論し難い原理的論点を含む。ここでは二点取り上げる。第一に表現の自由に関する論点。彼は、現行著作権制度への批判を語っていた。彼の主張は著作権侵害の故意を立証するとして、逮捕の一つの理由であるとされた。

刑事法の原則は、刑法に規定された行為を処罰するものだ。帮助犯は犯罪行為を助ける行為を処罰するもの。金子氏逮捕の理由とされる「片面的帮助」は、実行



2ちゃんねるへの 書き込みからすべて始まった

[47氏語録に見るWinnyの正体]

Winny登場の直接の引き金となったのは、京都府警によるWinMXユーザーの逮捕だった。2ちゃんねるなどでポストWinMXの新たなソフトを待望する声が高まり、そして2002年春、1人の人物が2ちゃんねるのダウンロード板にこう書き込んだ。

「暇なんてfreenetみたいだけど2ちゃんねら一向きのファイル共有ソフトつーのを作ってみるわ。もちろんWindowsネイティブな。少しまちなー」

匿名性を徹底的に高めてファイルの発信者が突き止められない新たなファイル交換ソフトを開発する——この宣言が、Winny開発の実質的なスタートとなった。書き込みの番号から「47氏」と呼ばれるようになったこの人物は、ダウンロード板で他のユーザーとさまざまにやり取りし続けながら、Winnyの開発を進めていった。

「著作権含むけど、それと知らない人が単にデータを中継しただけでも

捕まるってのなら逮捕可能かもしれないけど、それってルーター使ってたら逮捕と同じなわけで、システム使ってるだけで無条件で逮捕可能にしないと、捕まえられんだろう」

「個人的な意見ですけど、P2P技術が出てきたことで著作権の概念が既に崩れはじめた時代に突入しているのだと思います。お上の圧力で規制するというのも1つの手ですが、技術的に可能であれば、誰かがこの壁に穴あけてしまって後ろに戻れなくなるはず。最終的には崩れるだけで、将来的には今とは別の著作権の概念が必要になると思います。どうせ戻れないのなら押してしまってもいいかって所もありますね」

「あと作者の法的責任に関しては、情報公開を要請されるとか公開停止程度の勧告はありえますが、逮捕というのはまずありえないだろうと考えています」

そしてベータ版が完成し、公開されたのは翌5月だった。同時にジョシティーズにサポートサイトも開設されて以降、Winnyはファイル交換ユーザーから圧倒的な支持を受けるようになり、デファクトスタンダードとなっていく。ダウンロード板に書き込んでいた47氏は最後まで匿名だったが、金子助手だと思われる。著作権侵害を扇動しているようにも見える一連の書き込みは、今後の裁判の中で検察側の有力な証拠として採用されていくことになる可能性が高い。

犯と共謀もなく、一方的に幫助する行為をいう。ソフトは動作するものゆえ、Winnyの公表は、幫助行為と言いうるだろう。

では、Winnyが現行著作権制度を批判する文章作品であるならどうか。創作的な表現を保護する著作権法では、プログラムは保護対象である。したがって、思想の表現形態の一つであると考えうる。彼は、自身の「コンテンツ流通の理想」をプログラムで表現したところ、犯罪とされた。しかも、その犯罪の故意を立証するものとして、彼の主張が用いられた。これは表現の自由への抑圧ではないか？

金子氏がWinnyの思想を自然言語で表現していたら、逮捕は困難だったろう。それは憲法で保障された基本権だから。では、プログラム言語でその思想を表現したら、憲法的保護は及ばないのか？ 自然言語とプログラム言語で、思想・表現の自由の重みは変わるか？ 単に「反体制的な思想・表現ゆえに取り締るべし」で

あるなら、全体主義的発想だ。

第二に著作権制度の根本的見直しの論点。これほど衆目を集め、著作権制度と技術的發展との問題を鮮明にした事件は過去にない。

現行著作権法では、Winny利用者が著作権を侵害したと判断される可能性は高い。しかし、著作権法がネット環境と対立的な要素を備えており、著作権法を強化し続ける結果が、ネット環境の本質的美点を潰すだろうことは、意識の高い利用者なら理解できるはず。現行制度の枠を離れて、制度について構想する時期と考える。すでに技術に明るい論者たちは、根本的な見直しを主張し始めている。金子氏もこれに気づいて、新たな枠組みのために、まず現行著作権制度を機能不全にすべしと考えたのか。しかし、Winnyによって社会的な混乱が生じ、損害を主張する者がいる以上、彼は、リリースについて、熟慮と慎重さをもつべきだったし、無謀さの責任を負わねばならないだろう。

ただ、世は誰かの一声から変わる。新撰組に討たれた無謀な志士の銅像が建つに至ったのは、維新が成って何年後からなのか。変革とはそういうものだと言いたい。

「金子氏を支援する会」を設立した有限会社モーション社長
新井俊一氏

京都府警の強引なやり方に危機感と恐怖心を覚える

友人として尊敬する仲間を支援したい気持ちと、技術者として突然で曖昧な逮捕に恐怖心を覚える気持ちという2つの理由から、支援団体を設立した。金子さんの親しい友人や昔の知人、見知らぬ人まで、驚くほど多くの反響があり、多くの人が京都府警の暴走に危機感を抱いている。

今回の逮捕・起訴は、多くの問題がある。まず第一に、ソフトウェアの作者がそのソフトを悪用した犯罪に対して、幫助の



法的な「幫助」の範囲はどこまであるのか

【これから始まる裁判の争点とは？】

今回の逮捕に関して、複数の法曹関係者は「金子助手は裁判でかなり厳しい戦いを強いられることになるのではないかと予想している。争点となりそうなのは、次に挙げるような点だ。

まず第一に、幫助が法的に成り立つかどうかということ。金子助手は5月18日の拘置理由開示法廷で「逮捕された2人とは面識もなく、著作権を侵害することはまったく知らなかった」と主張している。この点について、法曹界の見方はかなり割れているようだ。「正犯とメールなどでやり取りしていた場合はともかく、今回のように一切面識がない場合は幫助は成立しない」という意見がある一方で、今回の件は「片面的幫助と見なされる」という指摘もある。片面的幫助というのは、正犯が知らないうちに従犯が幫助すること——たとえば、空き巣に入っている犯人を見ている者が勝手に見張りに立ってやっていたようなケースを指すという。ある弁護士によると、古い法律文献には「幫助犯と正犯の間に意思の疎

通が必要かどうかは見解が分かれている。凡例および通説は、これを不要としている」と書かれているという。

第二に、Winnyの持っていた「匿名性」をどう判断するかという問題だ。検察側は「この匿名性は著作権侵害の摘発を免れるために実装されているものだ」という主張を展開する可能性がある。弁護団はこの論理を突き破ることができるかどうか。ある法曹関係者は「なぜWinnyに匿名性が必要だったのかを弁護側が証明できなければ、匿名性は著作権侵害のためだったと認定されてしまう。かなり高度な理論武装が必要だろう」と指摘している。

そして第三に、金子助手と見られている「47氏」という匿名の人物が、Winny開発途中に2ちゃんねるの「ダウンロード板」に書き込んだ一連の発言の問題がある。これらの書き込みは、裁判で証拠として採用される可能性は高い。「著作権を崩さなければならない」といった趣旨の書き込みについて、検察側は「金子助手は法律に違反する意図があった」と主張するはずだ。弁護団はその意図を否定するか、もしくは認めたうえで「しかしこうした意図だけでは幫助は成立しない」と弁論を展開することになるのかもしれない。ソフトウェアを開発した意図は、果たして幫助に値するのだろうか。非常にきわどい判断が求められる場面になってくるだろう。

私はこう見る

罪に問われるのは前代未聞で、幫助の範囲を拡大解釈している。もしこうしたことを罪に問うというのであれば、法律を改正・新設すべきではないか。

第二に、金子さんがWinnyを開発したのは、最先端のP2P匿名通信技術の改良や実証実験のためだった。もしそのソフトが著作権法違反に悪用されたことで開発者が逮捕されるというのであれば、ほかにも悪用されているソフトは数限りなくあるのではないかな。たとえばCD-Rのライティングソフトやマイクロソフトのウィンドウズメディアプレーヤーも実際に違法コピーの用途に使われており、これらも罪に問えるということになってしまう。京都府警の強引なやり方は、技術者の間に大きな不安と恐怖を与えていることをわかってほしい。

第三に、先日のコンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)不正アクセス事件で京都大研究員(当時)が逮捕された事件があったばかりで、ソフトウェア技術者に

としては逮捕されることが日常的な危機になってしまったようだ。これはソフトの開発を著しく萎縮させることになってしまう可能性が高い。

知的財産権に詳しい弁護士 龍村 全氏

ユーザーを個別に訴訟する 限界が開発者逮捕へ

1999年にNapsterが登場して以来、著作権団体の側はP2Pファイル交換をどう封じ込めるのかという判断を常に迫られてきた。Napsterのような中央サーバーの必要なハイブリッド型P2Pでは、サーバーを運用している会社を相手取って裁判を起こすという方法を探ることができた。

しかしその後登場したKazaaやWinnyのようなピア型P2Pでは中央サーバーが存在せず、戦う相手が明確ではない。このため、米国の著作権団体はソフト開発者を訴えるという方法に出た。それが

GroksterとMorpheusの民事裁判なのだが、しかし裁判所は2003年4月にこれらのソフトに著作権侵害の責任を認めないという判決を下してしまっている。

困った著作権団体はその後、個別のユーザーを大量に訴えるという戦略に転換し、これまでに全米で2500人を相手取って裁判を起こしている。だがこの方法は、たいへんな手間とコストがかかる。日本の著作権団体としては、どうしても避けたい手法だった。そうした思惑の結果、抜本的な対応を求めて考えられた結論が、今回の逮捕だったのかも知れない。

さらに、今回の逮捕の少し前、4月22日には米独仏など11か国の捜査当局がインターネット上のソフト違法流通の取り締まりのため、120か所にものぼる一斉家宅捜索に乗り出している。日本の警察は参加していなかったが、今回の京都府警の摘発はこの流れに沿うものだったようだ。

いずれにせよ、ソフト開発が犯罪と見なされるケースはきわめて希だろう。しか



京都府警ハイテク犯罪対策室 の捜査員の証言

[Winnyの匿名性は暴かれたのか]

京都府警が昨年秋にWinnyユーザー2人を逮捕した際、同県警幹部は「Winnyの匿名性は今後は守られないだろう」と筆者の取材に応じて明言していた。だがその後の経緯を見ると、果たして京都府警がWinnyの暗号を解読できていたのかどうかはかなり怪しくなっている。たとえばこのユーザー2人の裁判の中で、京都府警ハイテク犯罪対策室の捜査員が出廷し、「TCP/IPとかそういう細かいところはわからない」「暗号化の方式など技術的に細かい話はわからない」と弁護側の反対尋問に答えている。とうてい技術的には詳しいとは言えないレベルの証言だと言える。また別の捜査幹部は、「京都府警はインターネット掲示板などで情報を収集し、違法なファイルをアップロードしている常習的な人間をまずあぶり出す。そしてその人間の行動を確認し、最終的にはネットに接続しているタイミングと違法ファイルが流出したタイミングを調べて誰が流したかを特定するという手法だ」と話している。実際には、かなり泥臭

い手法でWinnyユーザーをあぶり出したようである。

一方で、Winnyの暗号通信自体は民間企業によって解読されている。セキュリティー企業のネットエージェントはこの春、Winny暗号を解読するシステムを同社のファイアーウォール製品「One Point Wall」に組み込み、キャプチャーしたWinnyパケットから通信内容を再現する機能や、共有されているファイルごとに誰がそのファイルをアップロードしているのかを調べる機能などが実現している。



Winny暗号を解読するファイアーウォール製品「One Point Wall」によるWinnyの検知画面

し問題になっているのはソフト開発そのものではなく、開発したソフトをアップロードして配布したという事実である。この行為をどう判断するのが今後裁判で争われていくことになる。



著作権問題に詳しい弁護士
小倉秀夫氏

「**幫助には当たらない**」と
考えるのが当然

裁判がどうなるのかという予測は置いておくとしても、理論的に考えれ

ば、金子助手が処罰されるのはおかしいと思う。情報通信サービスにおいて、誰が情報を送信したのかを明らかにしなければならないのであるから、匿名化機能を付したことを法的に非難するのは間違っている。

Winnyに匿名性が備わっていることについて、著作権侵害を隠蔽させる意図があったのではないかという指摘もあるようだが、通信の匿名の保護は情報通信サービスの基本であり、匿名性があるがゆえに違法な意図があると断じていいのか。大きな疑問だ。たとえばNTTは通信の秘密の理由で利用者の匿名を保っているが、NTTは決して権利侵害の意図でそうしているわけではないだろう。

またP2Pファイル交換ソフトに限らず、一般市民が検閲を受けずに不特定多数にデータを送信するというシステムは、IT革命により市民が情報の発信者としての地位を確立するうえで不可欠の存在である。しかし、そのようなシステムでは各市

民が送信する情報が適法か違法かを峻別し、違法なものだけを排除することは技術的に不可能である。

また金子助手はネット掲示板などで著作権を侵害させる意図の書き込みをしていたという指摘もある。これに関しては、幫助の意思という概念をどうとらえるかという問題になる。汎用的な利便をもたらす商品を提供する者については、個別具体的な犯罪行為に利用されることを認識し、積極的にこれを助ける意思があった場合に限って「幫助の意思」を認めるべきではないだろうか。

たとえ、時速200km近くものスピードを出することができる自動車を作っているメーカーは、それだけの速度を出せばユーザーが道交法違反になることを知っていて車を作っている。それとWinnyとはどう違うのか。

そうした点を考えていけば、理念的には金子助手を処罰するのはたいへん問題があると思う。

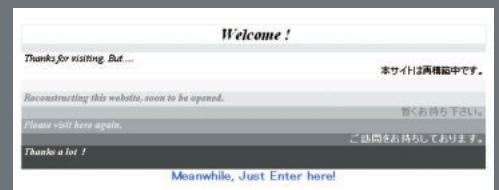
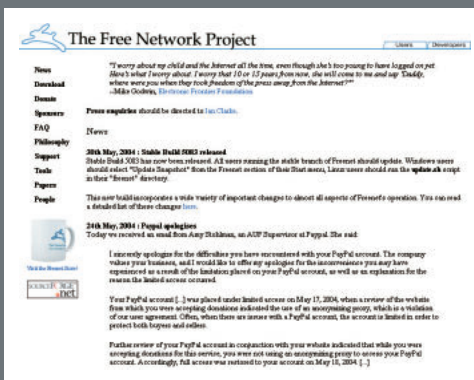


金子助手が参考にした？ オープンソースネットワーク

【 いったん配布されると止まらないFreenetとは 】

金子助手が参考にしたと見られるFreenetは、ピュアなP2Pを構築できるオープンソースのネットワークシステムだ。イアン・クラーク (Ian Clarke) 氏が1999年に開発をスタートした。ユーザーはFreenet上で、発信者を特定される心配なしにウェブページを投稿して表示させたり、共有ファイルを保存させることができる。ネットワークは徹底的に分散されており、Freenet上で見ることでできるファイルは物理的にどこに保存されているのか特定できない。参

加者は自分のハードディスクの一部を共有領域として提供するように求められ、各ユーザーのハードディスク領域をすべてまとめて1つの巨大なファイルシステムとして形成しているのだ。保存されているデータは、もちろん暗号化されている。自分のハードディスクの中身を解析しても、それが何の情報なのかは参加ユーザーにもわからない。またデータを削除しようとすると、自動的にそのデータはほかの場所に待避される。いったんFreenet上に放たれたファイルを完全に削除するのは難しい。



Freenetのトップページ(左)。

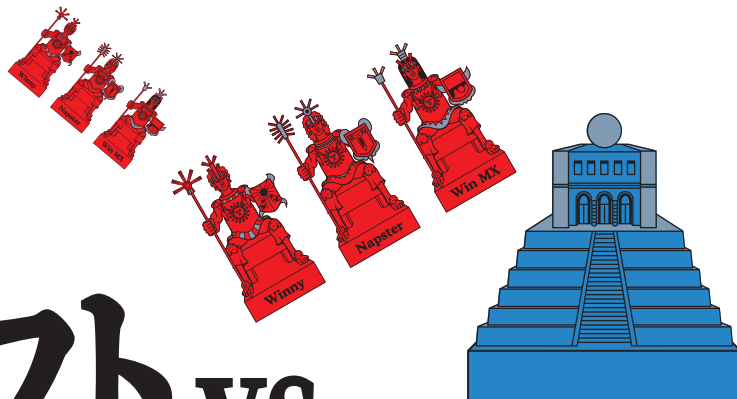
URL <http://freenetproject.org/index.php?page=index>

日本語のページ(上)もあったようだが、いまは「再構築中」となっている。

URL <http://de-co.info/freenet/>

ファイル交換ソフト vs. 司法の闘い

illust: Suzuki Hidejin



最初のターゲットはNapster

P2Pによるファイル交換と、それを摘発する著作権団体。司法当局をも巻き込んだ3つ巴の関係は、いつ果てるとも知れない終わりなき戦争でもある。

戦いの始まりは、1999年のNapsterにまでさかのぼる。いっさいカネを支払わず、自由に音楽ファイルを交換できるというNapsterは若者たちの間で一世を風靡し、ユーザー数は一時は6000万人以上にまでふくれあがった。だが著作権使用

料が支払われないこのモデルをレコード業界などが看過するはずもなく、Napsterの運営会社は全米レコード協会(RIAA)などからの訴訟の嵐に見舞われ、サービスは停止に追いやられる。

しかしファイル交換普及の波は止まらなかった。潮流は大きく2つに分かれていく。1つはNapsterのファイル交換プロトコルを拡張し、MP3形式の音楽ファイル以外にもあらゆる形式のファイルを共有できるようにしたOpenNapサーバー／クライアントを使った「Napster クローン」。

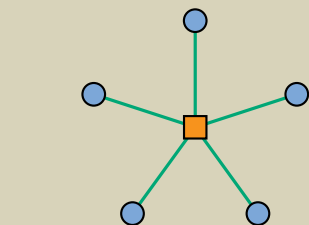
一時は350ものNapster クローンが流通していたほどだった。

そしてもう1つは、Napsterのように検索用の中央サーバーを使うハイブリッド型P2Pではなく、純粹にピアだけで構成されるピア型P2Pの流れである。後者は、定番MP3プレイヤーのWinampの開発者であるジーン・カーン(後に自殺)らNullSoftのチームが開発したGnutellaが先駆的存在である。Gnutellaは2000年3月に登場し、「ついに権力によって停止不可能なファイル交換が出現した」と大きな注目を集めた。サーバーが存在しなければ、著作権団体の側も刃を突きつける先がないからだ。「魔神がついに解き放たれた」と書いた米メディアもあった。

ピア型ソフト会社を提訴

前者のハイブリッド型P2Pの流れの中

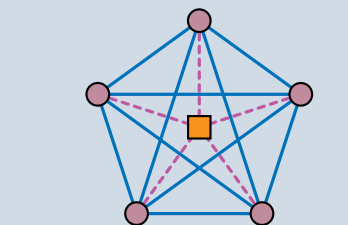
サーバー型システム



- サーバー
- ブラウザー(クライアント)
- ファイル検索と交換

クライアント／サーバー型と呼ばれ、イントラネットなどで利用されるもっとも代表的なネットワークシステム。ファイルの受信者と発信者が明確に分かれており、ネットワークの負荷はサーバーに集中する。匿名性は低い。

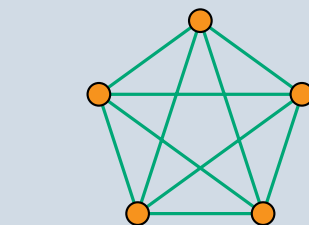
ハイブリッド型P2P



- サーバー
- 専用クライアントなど
- ファイル交換
- - - ファイル検索

共有するファイルがクライアント側に保存され、ファイルのありかのみをサーバーで管理するケースが多い。ファイルの送受信者とファイルのありかを管理する者とは分かれており、負荷は適度に分散。匿名性は低い。

ピア型P2P



- サーバーとクライアントの両方を兼ね備えたアプリケーション
- ファイル検索と交換

サーバーが存在せず、サーバーとクライアントの両者を併せ持ったアプリケーションでやり取りする。ファイルの送受信者が対等で、管理者がいない。そのぶん、ネットワーク全体への負荷は高い。しかし、もっとも匿名性は高い。

出典：インターネットマガジン2001年1月号「P2Pビジネスの可能性」より

で、もっとも大きな人気を集めたのはWinMXだった。運営会社や組織がサーバー機能を提供するという方式を採らず、ユーザーにサーバー機能を持たせる手法を採用したWinMXは、Napsterの流儀を保ちながらも、中央サーバーを排除して権力からの横やりを免れる――非常によく考えられたシステムだった。

一方でGnutellaに始まるピア型P2Pの流れからはFast Trackが登場し、ライセンスを受けたKazaaやMorpheus、Groksterなどのソフトが続々と登場し、一大勢力となった。

この流れに焦燥感を強めたのが、レコード業界やハリウッドの映画業界だった。中央サーバーが存在しないピア型P2Pのシステムに対して、いったいどのようにして戦えばいいのか？ Napsterとの緒戦には勝利を収めた著作権団体も、ピア型P2Pを前にして頭を抱え込んだ。

最終的に彼らが採った戦術は、P2Pのソフト会社を訴えることだった。運営会社が存在しないのであれば、ソフトを開発している連中の息の根を止めるしかない。RIAAはGroksterとMorpheusの開発会社に対して、ソフトを利用して交換されるファイルの著作権侵害について責任があるとして民事提訴に踏み切ったのである。

ところがカリフォルニア中部連邦地裁は2003年4月、著作権団体の楽天的な予想を覆す判決を下した。「GroksterとMorpheusの開発会社は、ビデオデッキやコピー機の販売会社と同じである」として、ファイル交換ソフトに対しては「著作権侵害を問うことはできない」と断じたのだ。

ユーザーを片っ端から提訴

話を戻そう。GroksterとMorpheusの勝訴は、途方もないインパクトを著作権団体に与えた。これから始まるであろう日本の「Winny裁判」でもほぼ間違いなく言及されるであろうこの判決は、「ソフトを開発しただけでは幫助に当たらない」という論理を勝ち得たのである。そ

してカナダや欧州でも、同様の判決が下されることになった。

しかし困ったのは著作権団体の側だった。ソフト開発会社の責任は問えないと言われても、著作権を侵害するファイル交換の実態がなくなるわけではない。眼前にある権利侵害に、どう対処すればいいのか。そこで業界が採った苦肉の策は、ファイル交換のユーザーを直接訴えることだった。2003年6月、RIAAのケアリー・シャーマン副会長は「P2Pファイル交換ソフトで違法なファイルを交換しているヘビーユーザーに対する証拠を収集し、夏から大規模な著作権侵害訴訟をスタートさせる」と発表した。RIAAはこれまで、全米で2500人ものユーザーに対して損害賠償訴訟を起こしている。

ファイルログのインパクト

一方、日本での戦いは民事訴訟中心ではなく、どちらかといえば司法当局の主導によって展開された。裁判大国である米国との違いだろう。

民事訴訟が行われたケースで人々の記憶に残っているのは、ハイブリッド型P2P「ファイルログ」をめぐる裁判だろう。日本版Napsterともいえる存在を目指し、元ヤフーの社員だった松田道人社長が起こした日本MMOは、国内初のファイル交換サービスを2001年11月に開始した。これに対して翌2002年2月、日本レコード協会（RIAJ）や日本音楽著作権協会（JASRAC）などがサービスの停止と3億6,500万円の損害賠償を求めて提訴した。この裁判は日本MMOの完敗で、4月にはサービスを停止する仮処分が下され、さらに翌年1月には著作権侵害を認める中間判決が出たのである。

一方、これと並行するように、司法当局も積極的な摘発に乗り出した。ファイルログがサービスを開始した直後、京都府警がWinMXのユーザー2人を著作権法違反で逮捕。彼らは「Photoshop 6.0」などのアプリケーションをファイル交換用に提供していたのだ。世界各国と比べても特に厳しいとされている日本の著作権

P2Pソフトを巡るこれまでの動き

1999年1月	Napsterがリリースされる
2000年3月	NullsoftでWinampを開発していたプログラマーがGnutellaをリリース
2000年10月	OpenNapを使ったWinMXがリリースされる
2001年6月	匿名性の高いネットワークのCryptoboxが登場
2001年7月	Napstarがサービスを停止
2001年10月	全米レコード協会などがKazaa運営会社を提訴
2001年11月	京都府警がWinMXでビジネスソフトを交換していた学生2人を逮捕
2002年2月	日本レコード協会と日本音楽著作権協会（JASRAC）などが音楽ファイル交換無料サービス「ファイルログ」を提供する日本MMOを提訴
2002年3月	岐阜県警がわけつけ文書陳列容疑でWinMXのユーザーを逮捕
2002年5月	Winnyのベータ版がリリースされる
2002年10月	Freenet0.5がリリースされる
2002年11月	RoxioがNapstarを買収
2003年1月	Kazaa運営会社がレコード映画業界を相手取り、「著作権を乱用している」と反訴
2003年1月	日本MMOに対し、東京地裁が「著作権を侵害している」と責任を認める判決
2003年11月	Winnyで映画やゲームを交換していた2人が逮捕
2004年3月	カナダ連邦裁判所が「ファイル交換は著作権侵害に当たらない」という判決
2004年5月	Winny作者の金子勇氏が逮捕される

次々と生み出されるP2Pソフトと各業界のいたちごっこ

法は、1999年の改正で、実際にファイルが他人に送信されていなくても、送信可能な状態に置かれているだけで著作権侵害にあたると見なされる「送信可能化権」が盛り込まれており、2人はこの条文を適用されたのである。

この逮捕に動揺したファイル交換ユーザーたちは、WinMXに変わる新たなファイル交換ソフトを求めるようになる。そんな中で名乗りを上げたのが、今回逮捕された金子勇助手だったのである。

[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレス R&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社**インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp